

山梨県公報

第二千三百八十八号

平成二十六年

二月六日

木曜日

目次

告示

- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………三九
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………三九
- 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正……………三九
- 保安林の指定の解除の予定……………四〇
- 道路の区域変更(七件)……………四〇
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正……………四二
- 土地改良区役員の退任及び就任……………四二
- 換地処分の実施……………四四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四四

告示

山梨県告示第三十一号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内正明

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(経過措置)

この告示の施行の際限に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含む)であつて、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第三十二号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内正明

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(経過措置)

この告示の施行の際限に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含む)であつて、この告示による改正後の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第三十三号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内正明

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

境界事務所に備え置いて縦覧に供する。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町下佐野字インノ四八六の二・五〇〇の二・字内ヶ谷戸三七六の一・三七六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲斐中央線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	甲斐市大下条字泉尻五四三番の一地先から	七・四〇	七四四・八

甲斐市富竹新田字上北裏三三七番の二地先まで

三三・九

甲斐市大下条字泉尻五四三番の一地先から

一七・一〇

六一・二

甲斐市富竹新田字上北裏二六八番の一地先まで

五六・四

甲斐市大下条字泉尻五四三番の一地先から

七・四〇

七四四・八

甲斐市富竹新田字上北裏三三七番の二地先まで

七・八〇

一〇〇七・五

新	七・八〇 五六・四	一〇〇七・五
---	--------------	--------

山梨県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 白井河原八田線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	笛吹市石和町四日市場字矢蔵下町一六四一番の一地先から	一〇・二〇 一七・〇	九九・六
	新	一〇・二〇 二七・二	九九・六

山梨県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間		
	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市秋山字小和田海戸五五二五番の一地先から 上野原市秋山字小和田海戸五五二八番の二地先まで	旧	七・〇〃 九・六	一八・七
	新	七・〇〃 一三・八	一八・七

山梨県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区	間		
	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市石和町字広岡五五九番の二地先から 甲府市和戸町字奈良原九四一番の一地先まで	旧	七・〇〃 三四・〇	一九三七・〇
	新	七・〇〃 三四・〇	一九三七・〇

で	甲府市和戸町字奈良原九七〇番の一地先から 甲府市和戸町字奈良原九四一番の一地先まで	新	七・〇〃 三四・〇	一九三七・〇
で	甲府市和戸町字内森一八四番の一地先から 甲府市和戸町字奈良原九四一番の一地先まで	新	一八・〇〃 六二・二	七三〇・二

山梨県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間		
	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
都留市朝日曾雌字日向開戸五三五番の八地先から 都留市朝日曾雌字日向開戸五四三番の一地先まで	旧	九・七〃 一一・九	四〇・一
	新	一一・九〃 一五・六	四〇・一

山梨県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
大月市猿橋町小沢字下田中三〇二番地先から 大月市猿橋町小沢字下田中三〇三番の一地 先まで	七・〇 九・一	五・九 七・〇	二二・〇 二二・〇

山梨県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高下鯉沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
南巨摩郡富士川町高下字北畑九三五番地先	七・九	七・九	四六〇・〇

から
南巨摩郡富士川町小室字小田沢一三五二番
地先まで

新	旧	延 長 (メートル)
七・九 二五・八	七・九 二五・八	四六〇・〇

山梨県告示第四十二号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成二十四年山梨県告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

五中「甲府市国母三丁目十五番二十八号」を「甲府市上石田三丁目四番十号」に改める。

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、若草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十六年二月六日

山梨県知事 横内 正明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	小池 正夫	南アルプス市十日市場二〇一三	平成二十五年八月七日
	金丸 辰雄	十日市場一九六七	同
	河西 利朗	十日市場一六九六	同
	小池 清治	十日市場一九八四	同
	齊藤 道夫	加賀美二七九九	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荻野 敏	沢登 安治	加藤 孝男	遠藤 寛	松田 毅	志村 克文	青柳 裕美	上野 廣	土屋 壽雄	内藤 一久	齊藤 俊昭	三木 清	小林 義男	金丸 敦	齊藤 秀明	荻野 忠彦	塚原 和彦	田中 勲		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
寺部二〇六六	加賀美三〇四一	十日市場一九二五	寺部一一五四―九	寺部二一三九	下今井五四六	下今井五六五―一	下今井六〇六	鏡中條五六二	鏡中條六〇九	鏡中條五四六	鏡中條八一九―一二	鏡中條一六〇四―	鏡中條七一一	鏡中條一〇〇八	寺部二〇九一	寺部二四八六	寺部一九六八―一		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
土屋 壽雄	遠藤 寛	三木 清	金丸 敦	齊藤 秀明	荻野 忠彦	松田 哲也	田中 勲	齊藤 道夫	小池 清治	河西 利朗	加藤 義信	金丸 辰雄	小池 正夫	上野 肇	内田 康司	小野 五穂			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
鏡中條五六二	寺部一一五四―一	鏡中條八一九―二	鏡中條七一一	鏡中條一〇〇八	寺部二〇九一	寺部二四八八―一	寺部一九六八―一	加賀美二七九九	十日市場一九八四	十日市場一六九六	十日市場二〇五五	十日市場一九六七	南アルプス市十日市場二〇一三	下今井六一二	鏡中條五九〇	鏡中條八九二			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
													平成二十五年八月八日						

同	齊藤 俊昭	同	鏡中條五四六	同
同	内藤 一久	同	鏡中條六〇九	同
同	名取 清俊	同	寺部一四七六一二	同
同	上野 廣	同	下今井六〇六	同
同	青柳 裕美	同	下今井五六五一	同
同	志村 克文	同	下今井五四六	同
同	古屋 博之	同	藤田四三六	同
同	大友 敏男	同	寺部一七八一一	同
監事	加藤 孝男	同	十日市場一九二五	同
同	沢登 安治	同	加賀美三〇四一	同
同	荻野 敏	同	寺部二〇六六	同
同	小野 五穂	同	鏡中條八九二	同
同	内田 康司	同	鏡中條五九〇	同
同	上野 肇	同	下今井六一二	同

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
 県営畑地帯総合整備事業（一宮北部地区南野呂二―二工区）の換地処分を平成二十六年
 一月三十日実施した。

平成二十六年二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十六年二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町上河東字横田七四一の一、七四一の二、七四一の三、七四三及び水
 の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場
 に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町紙漉阿原二千六百三十一番地 鮎澤 英俊